

# 厚生委員会議案説明資料

令和5年6月29日

件名	頁
1 第49号議案 債権の放棄について	2
2 第93号議案 足立区避難行動要支援者名簿に係る情報の提供に関する条例	5
3 第94号議案 足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例	9
4 第95号議案 足立区障がい者通所支援施設条例等の一部を改正する条例	16

(福祉部)

# 第 4 9 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 2 9 日

件 名	<b>債権の放棄について</b> (児童扶養手当返還金債権)																
所管部課名	福祉部 親子支援課																
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p><b>1 内容</b></p> <p>(1) 債権</p> <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td>児童扶養手当返還金</td> </tr> <tr> <td>返還理由</td> <td>障害年金受給による資格喪失</td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>2, 5 4 5, 5 8 0 円</td> </tr> <tr> <td>資格喪失日</td> <td>平成 2 1 年 3 月 3 1 日</td> </tr> <tr> <td>返還期間</td> <td>児童扶養手当 平成 2 1 年 8 月分から平成 2 6 年 3 月分まで</td> </tr> <tr> <td>最終納付日</td> <td>平成 3 0 年 7 月 5 日</td> </tr> </table> <p>(2) 債務者 足立区佐野在住者</p> <p>(3) 放棄する債権の額 2, 5 4 1, 9 8 0 円</p> <p><b>2 経過</b> 別紙 1 「債権放棄」経過について参照</p> <p><b>3 債権放棄の理由</b> 債務者が自己破産により裁判所から本債権の免責を許可され、回収の見込みがないことが判明したため「足立区債権等処理判定委員会」に付議した。同委員会から債権放棄の同意を得たことから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として、債権の放棄をするものである。</p> <table border="0"> <tr> <td>破産手続開始日</td> <td>平成 3 0 年 1 2 月 5 日</td> </tr> <tr> <td>免責許可決定日</td> <td>平成 3 1 年 4 月 4 日</td> </tr> </table> <p>※ 債務者が区に対する債務を破産管財人に報告することを怠ったため、免責許可決定日の平成 3 1 年 4 月 4 日の時点では、区として免責の事実を知り得なかった。しかし、令和 4 年 6 月に、債務者から過去に破産したとの申立てが初めてあったため、免責を許可されていた事実を区として確認した。</p>	種類	児童扶養手当返還金	返還理由	障害年金受給による資格喪失	返還金額	2, 5 4 5, 5 8 0 円	資格喪失日	平成 2 1 年 3 月 3 1 日	返還期間	児童扶養手当 平成 2 1 年 8 月分から平成 2 6 年 3 月分まで	最終納付日	平成 3 0 年 7 月 5 日	破産手続開始日	平成 3 0 年 1 2 月 5 日	免責許可決定日	平成 3 1 年 4 月 4 日
種類	児童扶養手当返還金																
返還理由	障害年金受給による資格喪失																
返還金額	2, 5 4 5, 5 8 0 円																
資格喪失日	平成 2 1 年 3 月 3 1 日																
返還期間	児童扶養手当 平成 2 1 年 8 月分から平成 2 6 年 3 月分まで																
最終納付日	平成 3 0 年 7 月 5 日																
破産手続開始日	平成 3 0 年 1 2 月 5 日																
免責許可決定日	平成 3 1 年 4 月 4 日																

#### **4 今後の方針**

児童扶養手当返還金については、引き続き、適切な回収業務に努めていく。特に、催告に応じない債務者に対しては、支払督促なども含め、法的措置を実施していく。また、回収不能となっている返還金については、徴収停止や債権放棄等、処理方針を明確にして実行していく。

## 児童扶養手当返還金 「債権放棄」経過について

時期	対応内容
平成19年8月	債務者は、離婚を機にひとり親として児童扶養手当を受給開始
平成26年9月	債務者は、障害者年金の受給が認められたため、児童扶養手当の喪失届を提出したが、発症月の平成21年4月に遡及して認定されたことから、児童扶養手当(①2,545,580円)の返還義務が発生
平成26年10月	返還決定通知書送付
平成26年11月	督促状送付
平成26年12月	債務者から、一括支給された年金をクレジット会社等への支払等に全て充てたため、区には毎月30,000円しか返還できないとの申し出があった。当時債務者が精神的に不安定な状態にあったことから返済計画書を受領し分納を承認したが、債務者はこれを履行しなかった。その後繰り返しの催告と訪問徴収を行ったが、生活困窮を理由に500円前後等の少額納付を繰り返し実行(返還総額②3,600円) ※償還残額(①-②)2,541,980円
平成30年6月	債務者の自殺未遂の情報があり、訪問徴収を中止
平成31年4月	債務者は、破産手続きにより裁判所から免責を許可されたが、債務者が区に対する債務を破産管財人に報告することを怠ったため、この時点では、区として免責の事実を知り得なかった。
令和2年1月	催告書送付
令和2年12月	催告書送付
令和3年11月	親子支援課が新規採用した債権回収専門員による現況確認調査を実施。再婚した夫から、債務者は令和3年2月に精神錯乱状態となり家庭内傷害事件を起こし、緊急措置入院。現在は退院したものの精神的不安定な状況は続き、今後病状の回復は見込めないとの申立てがあった。
令和4年6月	債務者に聴取調査を実施。過去に破産したとの申立てが初めてあったため、破産事件記録等を裁判所において調査したところ、債務者が平成31年に裁判所から免責を許可されていた事実を区として確認した。
令和4年12月	現在まで調査するも障害年金以外に債務者の収入はなく、財産も発見されず、返還金の回収は困難と判断
令和5年1月	本件については、破産以前に発生した債権であり、足立区の債権の管理等に関する条例第14条第2号「破産法第253条第1項の規定により債務者が当該区の債権につきその責任を免れたとき」に該当することから、債権放棄の判断を「足立区債権等処理判定委員会」に付議し、委員会から債権放棄の同意を得た。

# 第 9 3 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 2 9 日

件 名	<b>足立区避難行動要支援者名簿に係る情報の提供に関する条例</b>
所管部課名	福祉部 福祉管理課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>これまで、災害時の救出・救助活動や安否確認活動に繋げるため、足立区個人情報保護条例を根拠に、平常時から避難行動要支援者名簿（※1）（以下「名簿」という。）を、掲載者本人の同意を得ず一部の避難支援等の関係機関（警察・消防等）に提供してきた。</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。令和3年5月19日公布、令和5年4月1日施行）の改正に伴い、同条例が廃止された後も、「自力避難が困難な避難行動要支援者を災害から保護する」という公益上の必要性から、掲載者本人の同意を得ず名簿を提供し、従前の安否確認及び避難支援体制を維持するため、本条例を制定する。</p> <p>※1 避難行動要支援者とは、災害時または災害の発生の恐れがある時に、自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする者のことで、次に掲げる者を対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 介護保険の要介護3～5の方</li><li>(2) 身体障害者手帳1～2級の方</li><li>(3) 身体障害者手帳3級で福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付を受けている方</li><li>(4) 愛の手帳1～2度の方</li><li>(5) 障害者総合支援法の障害支援区分認定4～6の方</li></ul> <p>ただし、それぞれ福祉施設等への長期入所の方を除く。</p> <p><b>2 制定内容（詳細は、別紙2・条例案のとおり）</b></p> <p>(1) 災害の発生前</p> <p>災害発生に備えて、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（※2）に対し、事前に名簿を提供するものとする。</p> <p>(2) 災害発生後又は発生するおそれがある場合</p> <p>避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて、本人の同意を得ることを要しない。</p>

※2 避難支援等関係者の範囲（規則で定める）

- (1) 区内警察署
- (2) 区内消防署
- (3) 区内消防団
- (4) 民生・児童委員
- (5) その他避難支援等の実施に携わる関係者として区長が認める者

**3 施行年月日**

公布の日から施行する。

**4 今後の方針**

本議案に係る条例施行規則を制定し、避難支援等の関係機関に対し、名簿を提供することで、避難行動要支援者に対する災害時の避難の実効性を高めていく。

## 足立区避難行動要支援者名簿に係る情報の提供に関する条例（案）

## （目的）

第 1 条 この条例は、名簿情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者であって、規則で定めるものをいう。
- (2) 避難支援等 法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難支援等をいう。
- (3) 避難行動要支援者名簿 法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。
- (4) 名簿情報 法第 49 条の 11 第 1 項に規定する名簿情報をいう。
- (5) 避難支援等関係者 法第 49 条の 11 第 2 項に規定する避難支援等関係者であって、規則で定めるものをいう。

## （名簿情報の提供）

第 3 条 区長は、法第 49 条の 11 第 2 項の規定により、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合において、名簿情報を提供することについて、本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意を得ることを要しない。

- 2 区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第 49 条の 11 第 3 項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、名簿情報を提供することについて、本人の同意を得ることを要しない。

## （名簿情報の漏えい防止のための措置）

第 4 条 前条各項の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等（以下「名簿情報被提供者」という。）は、当該名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

- 2 名簿情報被提供者は、当該名簿情報の複製及び複写を行ってはならない。ただし、区長が認める場合は、この限りでない。

## （名簿情報の利用及び提供の制限）

第 5 条 名簿情報被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

## （秘密保持義務）

第6条 名簿情報被提供者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、法第49条の13の規定により、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（名簿情報の管理状況の報告等）

第7条 区長は、必要があると認めるときは、名簿情報被提供者に対し、当該名簿情報の管理状況に関する報告を求め、又はその管理状況を検査することができる。

（避難行動要支援者名簿の返還）

第8条 名簿情報被提供者は、最新の名簿情報が提供されたとき又は区長から返還を求められたときは、既に提供を受けている当該名簿情報（第4条第2項ただし書の規定により複製し、又は複写した名簿情報を含む。）を区長に返還しなければならない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



# 第 9 4 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 2 9 日

件 名	<b>足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	福祉部障がい福祉センター
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>令和 5 年 4 月 1 日にこども家庭庁が設置されたことにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という)が改正されたとともに、児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)に基づく福祉サービスも管轄することとなった。</p> <p>については、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の引用条項の規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 「障害者総合支援法」における国の所管が、障害児に対する支援を担うこども家庭庁と障害者施策全般を担う厚生労働省の共管となったことから、監督大臣名を「厚生労働大臣」から「主務大臣」に改正する。</p> <p>(2) 「児童福祉法」における国の所管について、障がい児に対する支援がこども家庭庁になったことから、監督大臣名を「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に改正する。</p> <p>(3) その他、条文中の文言を整理する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b></p> <p>別紙 3 のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b></p> <p>公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。</p>

## 足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区障がい福祉センター条例 平成14年12月20日条例第48号</p> <p>改正</p> <p>平成18年3月24日条例第33号 平成18年9月29日条例第61号 平成19年3月16日条例第21号 平成19年10月22日条例第54号 平成21年3月25日条例第22号 平成22年3月25日条例第16号 平成23年3月16日条例第11号 平成23年10月25日条例第38号 平成24年3月28日条例第9号 平成25年3月28日条例第20号 平成26年3月28日条例第23号 平成26年10月27日条例第64号 平成30年3月28日条例第11号</p> <p>足立区障害福祉センター条例を公布する。 足立区障がい福祉センター条例 足立区障害福祉総合センター条例（平成2年足立区条例第35号）の全部を改正する。 第1条～第2条 省略 （施設及び定員） 第3条 障がい福祉センターには、次の施設を設ける。 （1） 障がい者に対する相談及び評価等に必要な施設 （2） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成</p>	<p>○足立区障がい福祉センター条例 平成14年12月20日条例第48号</p> <p>改正</p> <p>平成18年3月24日条例第33号 平成18年9月29日条例第61号 平成19年3月16日条例第21号 平成19年10月22日条例第54号 平成21年3月25日条例第22号 平成22年3月25日条例第16号 平成23年3月16日条例第11号 平成23年10月25日条例第38号 平成24年3月28日条例第9号 平成25年3月28日条例第20号 平成26年3月28日条例第23号 平成26年10月27日条例第64号 平成30年3月28日条例第11号 令和5年6月 日条例第 号</p> <p>足立区障害福祉センター条例を公布する。 足立区障がい福祉センター条例 足立区障害福祉総合センター条例（平成2年足立区条例第35号）の全部を改正する。 第1条～第2条 省略 （施設及び定員） 第3条 障がい福祉センターには、次の施設を設ける。 （1） 障がい者に対する相談及び評価等に必要な施設 （2） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成</p>

改正前	改正後
17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定する生活介護に必要な施設	17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定する生活介護に必要な施設
(3) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練に必要な施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法規則」という。)	(3) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練に必要な施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法規則」という。)
第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)に係る施設	第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)に係る施設
(4) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練に必要な施設のうち、障害者総合支援法規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)に係る施設	(4) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練に必要な施設のうち、障害者総合支援法規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)に係る施設
(5) 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援に必要な施設	(5) 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援に必要な施設
(6) 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労定着支援に必要な施設	(6) 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労定着支援に必要な施設
(7) 障害者総合支援法第77条の2に規定する基幹相談支援センター	(7) 障害者総合支援法第77条の2に規定する基幹相談支援センター
(8) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター	(8) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター
(9) 障がい者の雇用支援に必要な施設	(9) 障がい者の雇用支援に必要な施設
2 前項に定める施設(第1号、第6号、第7号及び第9号に規定する施設を除く。)の定員は、区長が別に定める。	2 前項に定める施設(同項第1号、第6号、第7号及び第9号に規定する施設を除く。)の定員は、区長が別に定める。
第3条～第5条 省略	第3条～第5条 省略
(利用者の範囲)	(利用者の範囲)
第6条 障がい福祉センターの各施設(第3条第1項第1号及び第9号に規定する施設を除く。)を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。	第6条 障がい福祉センターの各施設(第3条第1項第1号及び第9号に規定する施設を除く。)を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
(1) 第3条第1項第2号に規定する施設	(1) 第3条第1項第2号に規定する施設
ア 障害者総合支援法第29条第1項に規定する介護給付費の支給決定を受けた者	ア 障害者総合支援法第29条第1項に規定する介護給付費の支給決定を受けた者
イ 知的障害者福祉法第15条の4の規定による措置を受けた者	イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の規定による措置を受けた者
ウ 身体障害者福祉法第18条第1項の規定に	ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項の規定に

改正前	改正後
よる措置を受けた者	よる措置を受けた者
(2) 第3条第1項第3号に規定する施設	(2) 第3条第1項第3号に規定する施設
ア 障害者総合支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者	ア 障害者総合支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者
イ 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けた者	イ 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けた者
(3) 第3条第1項第4号に規定する施設 障害者総合支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者	(3) 第3条第1項第4号に規定する施設 障害者総合支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者
(4) 第3条第1項第5号に規定する施設	(4) 第3条第1項第5号に規定する施設
ア 障害者総合支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者	ア 障害者総合支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者
イ 知的障害者福祉法第15条の4の規定による措置を受けた者	イ 知的障害者福祉法第15条の4の規定による措置を受けた者
ウ 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けた者	ウ 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けた者
(5) 第3条第1項第6号に規定する施設	(5) 第3条第1項第6号に規定する施設
ア 障害者総合支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者	ア 障害者総合支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者
イ 知的障害者福祉法第15条の4の規定による措置を受けた者	イ 知的障害者福祉法第15条の4の規定による措置を受けた者
ウ 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けた者	ウ 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けた者
(6) 第3条第1項第7号に規定する施設	(6) 第3条第1項第7号に規定する施設
ア 障害者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援の便宜の供与を要する者	ア 障害者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援の便宜の供与を要する者
イ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する地域相談支援を受ける場合は、同法第51条の7第8項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者	イ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する地域相談支援を受ける場合は、同法第51条の7第8項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者
ウ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援を受ける場合は、同法第51条の17第1項各号に掲げる者	ウ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援を受ける場合は、同法第51条の17第1項各号に掲げる者
エ 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を受ける場合は、同法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者	エ 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を受ける場合は、同法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
(7) 第3条第1項第8号に規定する施設	(7) 第3条第1項第8号に規定する施設
ア 児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所給付決定保護者	ア 児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所給付決定保護者

改正前	改正後
<p>イ 児童福祉法第21条の6の規定による措置を受けた者</p> <p>第7条 省略 (利用料)</p> <p>第8条 障がい福祉センターの利用者(第6条第1号イ及びウ、第2号イ、第4号イ及びウ、第5号イ及びウ、第6号ア並びに第7号イに定める者を除く。)は、次の各号に定める事業区分に応じ、当該各号に掲げる利用料を納めなければならない。</p> <p>(1) 第4条第2号から第6号までに規定する事業 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 第4条第7号に規定する事業のうち障害者総合支援法第5条第18項に規定する地域相談支援及び計画相談支援を行う事業 障害者総合支援法第51条の14第3項及び同法第51条の17第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(3) 第4条第8号に規定する事業 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(4) 第4条第9号に規定する事業 児童福祉法第24条の26第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>2 前項に定めるもの以外の事業の利用料は、無料とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用で、利用者に負担させることが適当と認められるものについては、利用者から徴収することができる。</p> <p>4 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する利用料又は前項の規定により徴収する額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第9条～第11条 省略</p> <p>付 則 (施行期日)</p>	<p>イ 児童福祉法第21条の6の規定による措置を受けた者</p> <p>第7条 省略 (利用料)</p> <p>第8条 障がい福祉センターの利用者(第6条第1号イ及びウ、第2号イ、第4号イ及びウ、第5号イ及びウ、第6号ア並びに第7号イに定める者を除く。)は、次の各号に定める事業区分に応じ、当該各号に掲げる利用料を納めなければならない。</p> <p>(1) 第4条第2号から第6号までに規定する事業 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 第4条第7号に規定する事業のうち障害者総合支援法第5条第18項に規定する地域相談支援及び計画相談支援を行う事業 障害者総合支援法第51条の14第3項及び同法第51条の17第2項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(3) 第4条第8号に規定する事業 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(4) 第4条第9号に規定する事業 児童福祉法第24条の26第2項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>2 前項に定めるもの以外の事業の利用料は、無料とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用で、利用者に負担させることが適当と認められるものについては、利用者から徴収することができる。</p> <p>4 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する利用料又は前項の規定により徴収する額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第9条～第11条 省略</p> <p>付 則 (施行期日)</p>

改正前	改正後
<p>この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月1日から施行期日までの間、利用者がこの条例施行の際に利用承認の要件を満たしていることを条件として、条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、利用の承認をすることができる。</p>	<p>この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月1日から施行期日までの間、利用者がこの条例施行の際に利用承認の要件を満たしていることを条件として、条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、利用の承認をすることができる。</p>
<p>付 則（平成18年3月24日条例第33号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成18年3月24日条例第33号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成18年9月29日条例第61号） この条例は、平成18年10月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成18年9月29日条例第61号） この条例は、平成18年10月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成19年3月16日条例第21号） この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成19年3月16日条例第21号） この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成19年10月22日条例第54号） この条例は、平成19年11月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成19年10月22日条例第54号） この条例は、平成19年11月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成21年3月25日条例第22号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成21年3月25日条例第22号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成22年3月25日条例第16号） この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成22年3月25日条例第16号） この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成23年3月16日条例第11号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成23年3月16日条例第11号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成23年10月25日条例第38号） この条例は、公布の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。</p>	<p>付 則（平成23年10月25日条例第38号） この条例は、公布の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。</p>
<p>付 則（平成24年3月28日条例第9号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成24年3月28日条例第9号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成25年3月28日条例第20号） この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成25年3月28日条例第20号） この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成26年3月28日条例第23号） この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成26年3月28日条例第23号） この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成26年10月27日条例第64号） この条例は、平成27年1月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成26年10月27日条例第64号） この条例は、平成27年1月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p>付 則（平成30年3月28日条例第11号） この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成30年3月28日条例第11号） この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（令和5年6月 日条例第 号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。</p>

# 第 9 5 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 2 9 日

件 名	<b>足立区障がい者通所支援施設条例等の一部を改正する条例</b>
所管部課名	福祉部障がい福祉課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>令和 5 年 4 月 1 日からこども家庭庁が設置されたことにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。)が改正された。</p> <p>ついては、「障害者総合支援法」の引用条項の規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正する。</p> <p>また、指定管理者の候補者の選定審査にあたり、「足立区障がい者通所支援施設条例」及び「足立区身体障がい者大谷田ホーム条例」には、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会(以下「審査会」という。)へ諮問する規定があるが、「足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例」には当該規定がなく、整備する必要があるため、併せて条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 改正を行う条例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 足立区障がい者通所支援施設条例</li><li>イ 足立区身体障がい者大谷田ホーム条例</li><li>ウ 足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例</li></ul> <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 「障害者総合支援法」の国の所管が、障害児に対する支援を担うこども家庭庁と障害者施策全般を担う厚生労働省の共管となったことから、監督大臣名を「厚生労働大臣」から「主務大臣」に改正する。</li><li>イ 足立区大谷田グループホームの指定管理候補者選定審査に際し、「足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例」(平成 1 7 年足立区条例第 4 7 号)第 1 条において、審査会を設置することが規定されていることから、「足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例」に、候補者の選定審査を適正に行うため審査会に諮問する規定を追加する。</li></ul> <p><b>3 新旧対照表</b></p> <p>別紙 4 のとおり</p>



**4 施行年月日**

公布の日から施行し、「2 改正内容 (2) 内容 ア」については、令和5年4月1日から適用する。

改正前	改正後
<p>足立区障がい者通所支援施設条例</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 利用者は、次に掲げる額を利用料金として納付しなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号及び第2号の事業の利用者にあつては、障害者総合支援法第29条第3項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用で、利用者に負担させることが適当であるもののうち、区長の承認を得て指定管理者が定める額</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第9条～第18条 (略)</p>	<p>足立区障がい者通所支援施設条例</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 利用者は、次に掲げる額を利用料金として納付しなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号及び第2号の事業の利用者にあつては、障害者総合支援法第29条第3項第1号の規定により主務大臣が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用で、利用者に負担させることが適当であるもののうち、区長の承認を得て指定管理者が定める額</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第9条～第18条 (略)</p>

足立区身体障がい者大谷田ホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>足立区身体障がい者大谷田ホーム条例</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第7条 利用者は、次に掲げる額を利用料金として指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>(1) 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、食事の提供に要する費用、居住又は滞中に要する費用その他の日常生活に要する費用で、利用者に負担させることが適当であるもののうち、区長の承認を得て指定管理者が定める額</p> <p>2 駐車場の利用料金は、近傍類似の土地の固定資産税評価額を基に算出した額の範囲内において、区長の承認を得て指定管理者が定める額とする。</p> <p>3 利用料金の納付の時期、その他徴収に関し必要な事項は、指定管理者が定める。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>第8条～第23条 (略)</p>	<p>足立区身体障がい者大谷田ホーム条例</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第7条 利用者は、次に掲げる額を利用料金として指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>(1) 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、食事の提供に要する費用、居住又は滞中に要する費用その他の日常生活に要する費用で、利用者に負担させることが適当であるもののうち、区長の承認を得て指定管理者が定める額</p> <p>2 駐車場の利用料金は、近傍類似の土地の固定資産税評価額を基に算出した額の範囲内において、区長の承認を得て指定管理者が定める額とする。</p> <p>3 利用料金の納付の時期、その他徴収に関し必要な事項は、指定管理者が定める。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>第8条～第23条 (略)</p>

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例</p>	<p>足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例</p>
<p>第1条～第8条 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p>
<p>(利用料金)</p>	<p>(利用料金)</p>
<p>第9条 利用者は、次に掲げる額を利用料金として指定管理者に納付しなければならない。</p>	<p>第9条 利用者は、次に掲げる額を利用料金として指定管理者に納付しなければならない。</p>
<p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p>	<p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p>
<p>(2) 前号に定めるもののほか、食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用で、利用者に負担させることが適当であるもののうち、区長の承認を得て指定管理者が定める額</p>	<p>(2) 前号に定めるもののほか、食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用で、利用者に負担させることが適当であるもののうち、区長の承認を得て指定管理者が定める額</p>
<p>2 利用料金の納付の時期その他納付に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>2 利用料金の納付の時期その他納付に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>	<p>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>
<p>4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>第10条～第13条 (略)</p>	<p>第10条～第13条 (略)</p>
<p>第14条 指定管理者は、第17条第3項に規定する指定の期間が満了したとき又は<u>第18条</u>の規定により指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。</p>	<p>第14条 指定管理者は、第17条第3項に規定する指定の期間が満了したとき又は<u>第19条</u>の規定により指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。</p>
<p>2 利用者は、グループホームを退去しようとするときは、退去時までその居室を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消されたときも同様とする。ただし、指定管理者の承認を得たときは、</p>	<p>2 利用者は、グループホームを退去しようとするときは、退去時までその居室を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消されたときも同様とする。ただし、指定管理者の承認を得たときは、</p>

改正前	改正後
<p>この限りでない。</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し)</p>	<p>この限りでない。</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p><u>(福祉施設指定管理者等選定審査会への諮問)</u></p>
<p>第18条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前条</u>第2項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>前条</u>第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。</p> <p>(2) <u>第20条</u>に定める管理の基準を遵守しないとき。</p> <p>(3) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。</p>	<p>第19条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第17条</u>第2項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>第17条</u>第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。</p> <p>(2) <u>第21条</u>に定める管理の基準を遵守しないとき。</p> <p>(3) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。</p>
<p>(指定管理者の業務の範囲)</p> <p>第19条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4条に規定する事業</p> <p>(2) 施設等の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長がグループホームの管理に必要と認める業務</p>	<p>(指定管理者の業務の範囲)</p> <p>第20条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4条に規定する事業</p> <p>(2) 施設等の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長がグループホームの管理に必要と認める業務</p>
<p>(管理の基準)</p> <p>第20条 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例の規定を遵守し、</p>	<p>(管理の基準)</p> <p>第21条 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例の規定を遵守し、</p>

改正前	改正後
<p>前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者及びグループホームの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、グループホームを利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、グループホームの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。第17条第3項に規定する指定の期間が満了し、若しくは第18条の規定により指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者及びグループホームの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、グループホームを利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、グループホームの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。第17条第3項に規定する指定の期間が満了し、若しくは第19条の規定により指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。</p>
<p>（福祉施設指定管理者等評価委員会への諮問）</p>	<p>（福祉施設指定管理者等評価委員会への諮問）</p>
<p>第21条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区福祉施設指定管理者等評価委員会条例（平成27年足立区条例第46号）第1条に規定する足立区福祉施設指定管理者等評価委員会に諮問するものとする。</p>	<p>第22条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区福祉施設指定管理者等評価委員会条例（平成27年足立区条例第46号）第1条に規定する足立区福祉施設指定管理者等評価委員会に諮問するものとする。</p>
<p>（委任）</p>	<p>（委任）</p>
<p>第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>付 則 （略）</p>	<p>付 則（5足福障発第●●●●号 令和5年●月●●日 区長決定）</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の足立区障がい者通所支援施設条例の規定、第2条の規定による改正後の足立区身体障がい者大谷田ホーム条例の規定及び第3条の規定による改正後の足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例第9条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。</p>